

第127号議案

長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び長崎市
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

目次

1 条例改正の概要	P 1～P 2
2 新旧対照表	P 3～P 5



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

令和2年6月5日付けで「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布されたことにより、指定居宅介護支援事業所の管理者要件を見直すとともに、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置期間の延長を行う必要があるため所要の改正を行うもの。

(2) 改正する条例

ア 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号） → 管理者要件

イ 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年長崎市条例第10号） → 管理者要件の適用の猶予

※ 条例委任の際の基準設定の類型

	法的効果	基準の例
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	人員に関する基準など
参酌すべき基準	十分に参照しなければならない基準	「従うべき基準」以外の基準

今回の改正は省令に「従うべき基準」の改正である。

(3) 改正の経緯

ア 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例において、平成30年4月1日から介護保険法の指定を受けた居宅介護支援事業所における管理者の要件については、人材育成の取り組みを促進し質の高いケアマネジメントの推進を図るため、主任介護支援専門員でなければならないと改正した。（第11条）

ただし、管理者の要件を主任介護支援専門員とする基準の適用については、令和3年3月31日までを経過措置期間とした。（附則第4項）

イ 主任介護支援専門員になるには、介護支援専門員として5年以上の経験を要することから、不測の事態が生じたときや過疎地域における指定居宅介護支援事業所においては、主任介護支援専門員の確保が困難なため、管理者要件の改正の要望が地方分権改革に関する提案として出され、社会保障審議会介護給付費分科会において指定居宅介護支援事業所の人材確保の状況に関する議論が行われ、この審議報告を受け、今回の省令が公布された。

	介護支援専門員	主任介護支援専門員
資格要件	医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、栄養士などの資格に基づいた業務又は介護保険施設などの相談援助業務に従事した期間が <u>5年以上</u> であり、 <u>かつ</u> 、当該業務に従事した日数が <u>900日以上</u> の実務経験を満たした上で、実務研修受講試験に合格し、実務研修の課程を修了した者。	専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して <u>5年以上</u> であり、主任介護支援専門員研修を修了した者。
介護支援専門員の業務内容	介護保険制度において、要介護者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう居宅サービス計画の作成を行うなどの支援を行う。	

(4) 改正の内容

ア 管理者要件

主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。(長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項)

※ やむを得ない理由がある場合とは、不測の事態(管理者の死亡、長期療養など健康上の問題の発生。急な退職や転居等。)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合、又は特別地域居宅介護支援加算を取得できる場合(高島町、池島町に所在する事業所)。

イ 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である指定居宅介護支援事業所については、当該者が管理者である場合に限って、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を、令和9年3月31日まで猶予する。(長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第4項及び第5項)

(5) 施行期日

(4) アについては、令和3年4月1日

(4) イについては、公布の日

2 新旧対照表

(1) 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 44 号）

改正前	改正案
<p>(管理者)</p> <p>第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p>

(2) 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年長崎市条例第10号）

改正前	改正案
<p>第11条 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号。附則第1項及び第4項において「指定居宅介護支援等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>附 則 （管理者に係る経過措置）</p> <p>4 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第11条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第11条 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号。附則第1項、<u>第4項及び第5項</u>において「指定居宅介護支援等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>附 則 （管理者に係る経過措置）</p> <p>4 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第11条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>5 <u>令和3年4月1日</u>以後における前項の適用については、前項中「<u>第11条</u>」とあるのは「<u>令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管</u></p>

理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)について
は、第11条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

(読み替え後)

令和3年4月1日以後における前項の適用については、令和9年3月31日までの間は令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第11条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。